

答 申

第1 審査会の結論

岡山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、公文書非開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成18年9月12日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「平成17年3月、〇〇署が窃盗犯として〇〇市〇〇、〇〇（〇〇歳）を逮捕した事件に係る捜査費・捜査報償費・捜査雑費の支払が分かる文書及び証拠書類（国費と県費の捜査費の執行が分かる領収書を含めた証拠書類）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求については、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを明らかにすること自体が、条例第7条第2号及び第4号の非開示情報を開示することとなるとして、公文書非開示決定を行い、平成18年9月20日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、実施機関が行った上記2の処分を不服として、処分の取消しを求め、平成19年2月28日、岡山地方裁判所に対し、岡山県を被告として訴訟を提起し、岡山地方裁判所は、平成19年7月17日、上記2の処分を取り消した。
- 4 岡山県は上記3の判決に対して、平成19年7月30日、広島高等裁判所岡山支部に控訴したが、平成20年1月31日、同裁判所は控訴を棄却した。岡山県は広島高等裁判所岡山支部の判決に対し、平成20年2月13日、最高裁判所に上告受理の申立てをしたが、同裁判所は、平成20年8月20日、上告を受理しないとの決定をし、上記2の処分を取り消すとの判決は確定した。
- 5 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「平成17年6月中に、〇〇警察署が窃盗犯人として〇〇市〇〇の〇〇（〇〇歳）を逮捕した事件に係る国費捜査費及び県費捜査費の執行状況が分かる領収書等を含めた捜査費証拠書類のうち、①捜査費支出伺、②支払精算書（領収書を示す添付書類を含む。）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、条例第7条第4号及び第2号に該当する情報であることを理由として、公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年9月1日付けで審査請求人に通知した。
- 6 審査請求人は、実施機関が行った本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和

37年法律第160号)第5条の規定により、平成20年10月16日付けで、実施機関の上級行政庁である岡山県公安委員会(以下「審査庁」という。)に対して審査請求を行った。

7 審査庁は、条例第17条の規定により、平成20年10月29日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対して、審査請求の対象とされた公文書の開示の可否の決定について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

##### (1) 開示請求目的について

審査請求人は、当該事件において、捜査費用が適正に支出されているか否か、捜査費の支出と称して裏金作りが行われていないか等を検証するため、本件対象公文書の開示請求をしたものである。

審査請求人は、税金の無駄遣いがないように行政機関の予算の執行状況をチェックする活動を行っているNPOであって、犯行企図者や事件関係者に対して開示された情報を提供する意図などはなく、条例の目的に即して情報を使用するものである。

##### (2) 条例第7条第4号の該当性について

###### ア 捜査が終了した過去の事件について

犯行企図者が、本件対象公文書の情報を入手したとしても、その情報は、捜査終了から既に2年以上経過した過去の情報であり、特定の過去の事件についてどのような捜査が行われたかという過去の情報を入手するに過ぎない。

仮に、岡山県下において侵入窃盗事犯が多数発生しているとしても、侵入窃盗事犯企図者が、開示された捜査費の執行状況に関する情報を入手、分析し、企図している犯罪に有利に利用し、その結果、当該事件の捜査に重大な支障を生じるおそれがあるなどという実施機関の主張内容は、誇大妄想である。

警察は、取調べにおいて、どのような捜査を行っているかを犯罪者側に伝えており、犯罪者側は、情報開示を待たずして警察の捜査のやり方を分かっているのに捜査上都合が悪いとして非開示とすることは、納得がいかない。

###### イ 事件の報道発表について

実施機関の捜査員は、捜査の苦労話として事件の捜査動向を積極的にマスコミ発表していると思われるので、捜査員は、特定の過去の事件の捜査動向を公表しても、犯行企図者に犯行手口を考える有利な参考情報を提供することにはならないと踏んでいるものと考えられる。

マスコミに対しては捜査動向を積極的に公表しておきながら、審査請求人の開示請求に対しては条例第7条第4号を理由に非開示とすることは、同一の情報についてダブルスタンダードを用いるものであり、裁量権の濫用というほかない。

ウ 捜査協力者等が危害に遭うおそれについて

当該事件の容疑者は「反省している。」とのことであり、事件関係者等からの危害などということは現実にはあり得ない妄想である。捜査協力者が容疑者の特定に貢献したのであればその者に対する関係文書を非開示とすれば足りるはずである。

審査請求代理人の経験上、住民や質屋等に対し謝礼等の支払がなされた事例を聞いたことはない。

エ 捜査協力者等との信頼関係について

不審車・者について聞き込みを行った際の対象者（住民）、盗品の質入れ先（質屋、古物商）については、特定個人が識別されれば捜査協力者等との関係が損なわれるというのも、現実にはあり得ない妄想である。

捜査協力者にもさまざまに利害関係を有する者が存在すると思われるので、実在し、かつ氏名等識別可能な情報を秘匿する必要のある利害関係者の情報は、条例第7条第2号に該当するとして、一部非開示することが可能であり、そうすることによって協力者の警察に対する信頼を維持することは可能である。

逆に、架空名を用いた領収書、実際の出費がなされていない空の領収書については、開示したとしても捜査協力者に対する関係では何ら支障を生じることはない。

(3) 条例第7条第2号の該当性について

ア 領収書等発行業者の担当者の氏名及び印影について

領収書等発行業者の担当者の氏名及び印影については、個人の事業情報（条例第7条第3号）に該当する場合が多いことから、全てを個人情報（条例第7条第2号）に該当とすることには疑義があるので、領収書ごとに具体的検討を加え個別に非開示理由を明らかにすべきである。

イ 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影について

警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影については、条例より下位の法規範である平成14年岡山県公安委員会規則第3号により、個人識別情報の例外の例外として非開示情報とされているが、本来は非開示理由とすることができない公務員の職務遂行にかかる情報であり、非開示とすることは違法である。

マラソンでは、先導する白バイの警察官の経歴、経験、名前を放映しており、警察の都合がいい名前は公開して、都合が悪いことは公開しないのは、疑問である。

(4) 空の領収書の可能性・インカメラ審査の必要性について

捜査協力者等の氏名については、他の都道府県の警察の例からみると、架空名、あるいは実在人物のものであっても現実の支払のない空の領収証である可能性が大であり、領収書ごとに具体的に検討を加え個別に非開示理由を明らかにすべきである。

架空名を用いた領収書や空の領収書の存在の有無は、開示・非開示の判断上特に必要である事実なので、捜査員からの聴き取り、領収書発行者への照会等により、一つ一つの文書について、それがどういう趣旨で、誰に支払われたものの領収書であって、本人にとってはどういう意味を持つものなのかという情報一つ一つについての細かい検討をインカメラ手続によって判断していただきたい。

(5) 一部開示の可能性の検討について

実施機関は、本件対象公文書を全面的に非開示としているが、文書を個別に検討すれば、条例第7条第2号及び第4号に該当せず、開示すべき情報が存在するはずであるので、条例第8条に基づく一部開示を検討いただきたい。

開示、非開示は文書の中に記載されている一つ一つの情報について、個別、具体的に開示したらどういった不利益があるかを検討しなければならない。

捜査費の支出先について、秘密にしなければならない程度は全部違う。全部同じ表現で捜査関係情報ということで非開示にするような運用、判断は許されない。

(6) 公文書非開示決定通知書の表示の変更について

審査請求人は、実施機関に対し、「平成17年3月、・・・」の表示により本件開示請求をしたが、実施機関は、非開示決定通知書において、本件対象公文書を「平成17年6月中に、・・・」のように表示し、非開示理由説明書においても同様の表示をしているが、各表示の文書が同一なのか不明であるので、審査会において同一かどうか、同一である場合変更した理由について、釈明を求めている。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、概ね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、条例第7条第2号及び第4号により、全部非開示とした。

2 非開示の理由

(1) 開示請求について

開示請求は、条例の定めにより、何人も実施機関に対して公文書の開示を請求することができることされており、実施機関が行う開示・非開示の決定は、開示請求者の身分や立場、請求者が行う開示請求の趣旨等によって決定内容が左右されるものではない。

(2) 条例第7条第4号の該当性について

ア 開示しない理由について

本件対象公文書には、捜査費の具体的支払内容、支払年月日、支払先、支払金額等個別の執行に係る情報が記載されているほか、執行件数等も分かる文書であることから、これらを公にすることにより、

- ・ 犯行企図者に対して、捜査の動向等を類推させることができるなど、将来の犯行手口を考える有利な参考情報を提供することになり、今後の犯行が容易となるおそれがあること

- ・捜査員、捜査協力者等の特定の個人が識別され、事件関係者等により危害を加えられるおそれがあること
- ・捜査協力者等の特定個人が識別されれば、捜査協力者等との信頼関係が損なわれ、以後の協力が得られなくなること

から、以後の捜査に重大な支障を及ぼすおそれがある。

#### イ 捜査費支出伺について

捜査費支出伺には、支出年月日、支出額、交付を受ける捜査員の官職・氏名、捜査員ごとの交付金額、交付件数、支出の事由及び取扱者等の押印等の個別の執行に係る情報が記録されており、これらが公になれば、犯罪種別ごとに、特定事件に係る捜査活動の有無や時期、担当部署、捜査費の使用目的、交付件数等が判明し、発生した犯罪の内容や報道の情報等を比較・分析することにより、特定所属担当部門における捜査手法や捜査活動の進展状況等の動向を推察することが可能となり、犯行企図者に対して、将来の犯行手口を考える有利な参考情報を提供することとなることから、今後の犯行が容易になるおそれがあるため非開示としたものである。

#### ウ 支払精算書（領収書を示す添付書類を含む。）について

支払精算書（領収書を示す添付書類を含む。）には、捜査費の支払年月日、支払先、支払金額、具体的な支払の内容等個別の執行に係る情報が記録されているほか、執行件数等も分かる文書であることから、過去の事件に関する捜査費支払関係文書であっても、これらを公にすることにより、犯行企図者に対して、警察の捜査手法や捜査態勢等捜査の動向等を類推させ、将来の犯行手口を考える有利な参考情報を提供することとなり、今後の犯行が容易となるおそれがあること、捜査員、捜査協力者等の特定の個人が識別され、事件関係者等により危害を加えられるおそれがあること及び捜査協力者等の特定個人が識別されれば、捜査協力者等との信頼関係が損なわれ、以後の協力が得られなくなることから、以後の捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあるため非開示としたものである。

#### エ 捜査が終了した過去の事件について

本件対象公文書のような過去の事件の情報であっても、開示することによって、捜査費執行に係る所属、捜査員数、執行件数、日付等を事件ごとまとめることで見えてくる捜査動向と報道されている情報を比較・分析すると、いくつかの点が一つの線として繋がり、犯行手口を考える有利な参考情報を犯行企図者に提供することになる。本件開示請求は侵入窃盗事件の犯人逮捕に係る捜査費の執行に関するものであるが、このような侵入窃盗事件は岡山県下においても未だ多数発生している状況であり、たとえ過去の事件の情報であっても、開示請求により事件情報を開示すれば、同種犯罪の犯行企図者や犯罪者自身でなくとも、悪意に基づいて警察の捜査活動に関心を持つ者に対して、警察の捜査動向や犯罪手口を考える場合の有利な参考情報、つまり、犯行が容易になるおそれがある情報を提供することとなる。また、捜査員、捜査協力者等の特定の個人が識別されると、事件関係者等により危害を加えられるおそれや捜査協力者等との信頼関係が損なわれ以後の協力が得られなくなる。

オ 事件の報道発表について

実施機関の報道発表の内容は、特定の捜査日等の捜査内容を明らかにするようなことは避け、多岐にわたる捜査動向の中で支障がない範囲において、概略的かつ必要最小限のものを公表しているに過ぎない。

カ 捜査協力者等が危害に遭うおそれについて

犯罪の捜査では、一般市民の具体的な協力、捜査情報の提供が不可欠であって、市民の協力なくして犯罪の検挙はあり得ないという現状にある。また、その一方で、犯罪被害者や犯行の目撃者などの捜査協力者等が出所後の犯人に殺害されたり、恐喝された事件が現実には発生していることなどから、どのような事件においても、捜査協力者等は、事件関係者からのお礼参り等、常に身の危険に晒されている現状にある。

仮に、本件事件に捜査協力者等が存在する場合、新聞報道による容疑者の反省の言葉をもって、捜査協力者等の将来にわたる身の安全が保証されるものではない。また、窃盗というのは再犯性の高い犯罪である。

キ 捜査協力者等との信頼関係について

一般的に捜査が終結した事件であったとしても、捜査協力者等は、一つの事件に協力すればそれで協力関係が終わるものではないことから、捜査協力者等の特定個人が識別されるおそれのある資料が少しでも公になるとその秘匿に疑念を生じ、捜査員と捜査協力者等との信頼関係は成立しなくなる。

仮に、本件事件に捜査協力者等が存在する場合、捜査協力者等の特定個人が識別されるようなことになれば、「警察に裏切られた。」「自分が協力したことが犯人にばれてしまう。」などとして、警察に対する協力の意思を失ってしまうおそれや事件関係者等により危害を加えられるおそれがある。また、捜査協力者等が存在しない場合でも、警察の協力者は多数存在しており、中には捜査協力者等の特定個人が識別されるという事実だけで、「将来、自分が捜査に協力すると、同様に、公にされてしまうのではないか。」などとして、警察に対する協力の意思を弱めてしまう者も出てくるおそれがある。すなわち、捜査協力者等の特定個人が識別される情報を開示することは、当該事件が捜査協力者等の協力に係る事件であるか否かを問わず、協力者との信頼関係を損ね、以後の捜査協力関係に重大な支障を及ぼすおそれがある。

(3) 条例第7条第2号の該当性について

ア 領収書等発行業者の担当者氏名及び印影並びに捜査協力者等の氏名及び印影が記載された部分について

当該部分は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから非開示としたものである。

イ 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影について

警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影については、条例第7条第2号ただし書ハにより個人を識別することができる情報であっても、公務員等の職務の遂

行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示するものとされているが、例外的に当該公務員が岡山県行政情報公開条例施行規則（平成14年岡山県公安委員会規則第3号（以下「公安委員会規則」という。））で定める職にある警察職員である場合は、当該公務員の氏名は非開示とすることが定められている。

したがって、条例に基づく開示請求に対し、条例及び公安委員会規則によって定められた非開示情報に該当することを根拠として、非開示とすることについては違法性はない。

(4) 捜査費の領収書について

本件対象公文書は、実施機関側の内部監査はもとより、県費捜査費については、県の監査委員による監査、国費捜査費については、国の会計検査院による検査を受け、一切指摘されていない。不適正支出はあり得ない。

(5) 一部開示の可能性の検討について

本件対象公文書の一部を開示することによって、

ア 本件対象公文書に記載されている支払先等から近辺の捜査協力者等や捜査範囲が推察され、日付から捜査日等捜査動向が推察される。捜査費執行情報といえども、捜査費執行の有無、回数、時期等の情報から、捜査手法、状況が推測され、わずかな情報からも犯罪関係者であれば、誰が捜査に協力したかは一目瞭然である。

イ 暴力団組織関係者、過激派組織関係者等は警察、警察官、宿舎等に関する情報を収集をしており、犯行企図者が入手した情報をどの様に分析するか分からない。

ウ 事件ごと捜査費執行件数をグラフにすることによって、捜査のピークが判明し、当該事件の進展状況が判明する。

ことから、全部非開示としたものである。

(6) 公文書非開示決定通知書の表記の変更について

ア 本件開示請求に係る公文書非開示（存否応答拒否）決定について、処分の取消しを求めた裁判での敗訴を受けて本件処分を行った際、審査請求人に対して、公文書非開示決定通知書の表記の訂正理由を電話で説明しており、作為的なものではない。

イ 本件開示請求は、平成17年6月中に逮捕した特定事件の捜査費関係文書の請求であることが分かったが、本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第7条第2号及び第4号に該当するとして、存否応答を検討していたため訂正は行わなかったもので、本件対象公文書が変更されたものではない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「平成17年6月中に、〇〇警察署が窃盗犯人として〇〇市〇〇の〇〇（〇〇歳）を逮捕した事件に係る国費捜査費及び県費捜査費の執行状況が分かる領収書等を含めた捜査費証拠書類のうち、①捜査費支出伺、②支払精算書（領収書を示す添付書類を含む。）」である。

実施機関の説明によれば、捜査費支出金は、個々の捜査費執行において取扱者（本部においては担当課長等、警察署においては警察署長）が捜査員に対して捜査費を交付するために作成する文書である。また、支払精算書（領収書を示す添付書類を含む。）は、捜査員等が捜査費の個別の執行状況を明らかにしておくため作成する文書であり、領収書はその支払事実を証明するために添付する文書である。

## 2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項について

### (1) 条例第7条第4号の規定

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示とすることを定めている。

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」がここでいう「公共安全と秩序の維持」の代表例であるが、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入、破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、犯罪の被害者、捜査参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報も本号に含まれるものである。

本号に該当する情報については、その性質上、開示又は非開示の判断に犯罪等に関する将来の予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否か（「相当な理由」があるか否か）について審理・判断するのが適当である。

なお、当該判断については、実施機関の裁量を無制限に認めるものではなく、合理性を持つものとして許容される限度内でなければならないのは当然である。

### (2) 条例第7条第2号の規定

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として非開示とすることを定めている。

その一方で、ただし書によって、公務員等の職務の遂行に係る情報は開示することを定めているが、公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名については、開示する情報から除かれている。これを受けて、公安委員会規則第3条において、「警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察官以外の警察職員をもって充てる職」と規定している。

## 3 条例第7条第4号の該当性について

実施機関は、本件対象公文書を全部非開示としている。その理由として、本件対象



公文書には、捜査費の具体的支払内容、支払年月日、支払先、支払金額等個別の執行に関する情報が記載されているほか、執行件数等も分かる文書であることから、特定事件における文書を開示することによって、犯行企図者が捜査の動向等を類推することができるなど、将来の犯行手口を考える有利な参考情報を提供することになり、今後の犯行が容易となるおそれがあること、捜査員、捜査協力者等の特定の個人が識別され、事件関係者等により危害を加えられるおそれがあること及び捜査協力者等の特定個人が識別されれば、捜査協力者等との信頼関係が損なわれ、以後の協力が得られなくなることから、以後の捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあるためとしている。これについて、当審査会は、条例第7条第4号に該当するかを検討する。

#### (1) 過去の事件関係捜査費について

審査請求人は、本件対象公文書は特定の過去の事件の捜査情報に過ぎないので、犯行企図者が、開示された捜査費の執行状況に関する情報を入手、分析し、企図する犯罪に有利に利用し、事件捜査に重大な支障を生じるおそれがあるなどという実施機関の主張内容は誇大妄想であり、また、警察の取調べでは、どのような捜査を行っているかを犯罪者側に伝えているにもかかわらず、開示請求者に対しては捜査上都合が悪いとして非開示とすることは、納得がいかない旨主張している。

実施機関は、過去の事件情報であっても開示することで、見えてくる所属、捜査員数、執行件数、日付等の捜査動向と報道されている情報を比較・分析すれば、犯行手口を考える有利な参考情報を犯行企図者や悪意に基づいて警察の捜査に関心を持つ者に提供することになり、今後の犯行が容易となるおそれがある旨主張している。

この点、当審査会では、事件を特定した開示請求において、捜査費支出伺及び支払精算書（領収書を示す添付書類を含む。）を開示とした場合の捜査上の支障について、本件対象公文書を含む簿冊をインカメラ審理したところ、まず、記載内容を開示せず、公文書の様式部分を開示することで、様式の違いやその枚数等から、捜査諸雑費又は一般捜査費ごとの捜査費執行月数（何箇月捜査費を執行したか）が判明し、領収書を示す添付書類の枚数からは、月ごとの捜査の活発さが判明する。また、他の情報と照合することにより、捜査費執行所属も推測できることが認められた。さらに、記載内容を開示することで、例えば、日付けからは捜査日等捜査動向が、支払先からは捜査費の使途や捜査範囲等が、捜査員名からは捜査を行い捜査費を執行した捜査員とその所属が判明することや捜査協力者等の推測が可能であることも認められた。

本件対象公文書についても、過去の事件捜査に関する情報であるが、開示することで得た情報と入手可能な情報や犯行企図者等が自ら保有している情報を比較・分析することで、犯行企図者等に有利な参考情報を提供することになるおそれがないとは言えない。

よって、本件対象公文書を開示することが以後の捜査に支障を及ぼすおそれがあり条例第7条第4号に該当するという実施機関の判断には、相当な理由があると認められる。

#### (2) 事件の報道発表について

審査請求人は、マスコミに対しては捜査動向を公表し、開示請求に対しては条例第7条第4号を理由に非開示とすることは、同一の情報についてダブルスタンダードを用いるものであり、裁量権の濫用である旨主張している。

実施機関は、報道発表の内容について、特定の捜査日等の捜査内容を明らかにするようなことは避け、多岐にわたる捜査動向の中で支障がない範囲において、概略的かつ必要最小限のものを公表しているに過ぎない旨主張している。

この点、実施機関が報道発表している情報と本件対象公文書に記載されている情報は異なるものであるので、当該事件について実施機関が報道発表していることは、本件対象公文書を開示しても支障がないことの根拠にはならない。

### (3) 捜査協力者等が危害に遭うおそれについて

審査請求人は、本件事件では、捜査協力者等が事件関係者等から危害に遭うおそれなどは現実にはあり得ない妄想であり、捜査協力者等が容疑者の特定に貢献したのであれば、その者に対する関係文書を非開示とすれば足りる旨主張している。

実施機関は、犯罪捜査では市民の協力なくして犯罪の検挙はあり得ないという現状にある一方で、捜査協力者等は、事件関係者等からのお礼参り等、常に身の危険に晒されている現状にある旨主張している。

この点、犯罪被害者や犯行の目撃者等の捜査協力者等が出所後の犯人に殺害されたり、恐喝された事件が現実には発生していることなどを鑑みれば、捜査協力者等は特定個人が識別される資料をはじめ、捜査員の情報その他捜査協力者等の識別につながる情報が少しでも公になることをおそれていることは当然である。本件事件については、容疑者は「反省している。」と語っているが、仮に、本件事件に捜査協力者等が存在する場合、その言葉を捉えて捜査協力者等が危害に遭うおそれがないとは言えない。

よって、捜査員、捜査協力者等の特定の個人が識別された場合には、事件関係者等により危害を加えられるおそれがあるとする実施機関の判断には、相当な理由があると認められる。

### (4) 捜査協力者等との信頼関係について

審査請求人は、実在し、かつ氏名等識別可能な情報で、秘匿する必要のある利害関係者の情報については、条例第7条第2号に該当するとして一部非開示にすれば、捜査協力者の警察に対する信頼を維持することは可能であるし、架空名を用いた領収書、空の領収書を開示したとしても捜査協力者に対する関係では、何ら支障が生じることはない旨主張している。

実施機関は、捜査が終結した事件であっても、捜査協力者等の秘匿に疑念を生ずる些かの資料でも公になると、捜査員と捜査協力者等との信頼関係は成立しなくなる旨主張し、当該事件が捜査協力者等の協力に係る事件であるか否かを問わず、捜査協力者等との信頼関係を損ね、以後の捜査協力関係に重大な支障を及ぼし、捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあるとしている。

この点、捜査協力者等は特定個人の識別につながる資料（特定の事件について捜査協力者等の有無が判明する資料を含む。）が少しでも公になるおそれがあれば、その秘匿に疑念を生じ、危害に遭うおそれを感じ捜査機関に不信感を抱くなど、以

後の捜査協力関係に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件事件の捜査協力者等の有無にかかわらず、本件公文書を一部でも開示することによって、特定個人の識別につながるおそれがあり、捜査協力者等や今後捜査に協力しようとする者が、捜査機関に不信感を抱くなど、以後の捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の判断に相当な理由があると認められる。

以上のことから、本件対象公文書は条例第7条第4号に該当するものである。

#### 4 条例第7条第2号の該当性について

実施機関は、本件対象公文書のうち次の(1)及び(2)について、条例第7条第2号に該当すると説明するので、同号に該当するか否かを検討する。

##### (1) 領収書等発行業者の担当者の氏名及び印影について

審査請求人は、領収書等発行業者の担当者の氏名及び印影の全てを個人情報に該当とすることには疑義があるとし、領収書ごとに具体的検討を加え個別的に非開示理由を明らかにすべきである旨主張している。

実施機関は、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を非開示とした旨主張している。

この点、捜査費執行に係る領収書等に記載されている発行業者の担当者の氏名及び印影については、特定個人を識別することができることと認められることから、条例第7条第2号に該当する。

##### (2) 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影について

審査請求人は、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影については、条例より下位の法規範である公安委員会規則により、個人識別情報の例外の例外として非開示情報とされているが、公務員の職務遂行にかかる情報であり、非開示とすることは違法である旨主張している。

この点、警部補以下の階級にある警察官については、条例第7条第2号ただし書及び公安委員会規則により、職と当該職務遂行の内容に係る部分は開示されるが、氏名は除かれている。

したがって、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影については条例第7条第2号に該当する。

以上のとおり、本件対象公文書は、条例第7条第2号に該当する情報を含むものである。

#### 5 一部開示の検討について

審査請求人は、実施機関が本件対象公文書を全面的に非開示としていることについて、文書を個別に検討すれば、条例第7条第2号及び第4号に該当せず、開示すべき情報が存在するはずであるので、一部開示を検討してもらいたいし、開示、非開示は

文書の中に記載されている一つ一つの情報について個別、具体的に検討しなければならないので、全部同じ表現で捜査関係情報ということで非開示にするような運用、判断は許されない旨主張している。

この点、本件対象公文書には、本件事件において、どこの所属のどの捜査員が、いつ、どこに、どのような捜査で何のために捜査費を執行したかについての情報が記載されており、上記3及び4において記載しているとおり、本件対象公文書を一部でも開示することによって、

- (1) 犯行企図者等に有利な参考情報を提供することになるおそれがあると認められること
- (2) 捜査員、捜査協力者等の特定の個人が識別されることにつながるおそれがあり、その場合には、事件関係者等に危害を加えられるおそれがあること
- (3) 捜査員、捜査協力者等の特定の個人が識別された場合には、捜査協力者等が危害に遭うおそれや捜査機関に不信感を持つおそれがあること
- (4) 領収書等発行業者の担当者及び警部補以下の階級にある警察官の特定個人を識別することができること

が認められる。

例えば、捜査協力者等の氏名や住所のみを非開示とするなど、特定事件の捜査に伴う捜査費の執行に係る情報を細分化して、一部開示することも検討したが、開示された情報と犯行企図者等が自ら保有している情報を比較・分析することにより、捜査協力者等が存在すること及び捜査の範囲や捜査内容等が明らかになる可能性は否定できない。

仮に、本件事件に捜査協力者等がいた場合は、一部開示することにより捜査協力者等の存在を疑いその特定につながるおそれが認められる。捜査協力者等の特定の個人が識別されることとなれば、捜査協力者等が報復を受ける危険性が高まり、危害に遭うおそれを感じ捜査機関に不信感を抱くなど、以後の捜査協力関係に重大な支障を及ぼすおそれも認められる。仮に、本件事件に捜査協力者等がいない場合でも、他の事件の捜査協力者等や今後捜査に協力しようとしている者は、一部開示することを知った場合、捜査機関に対する信頼を失うことや今後の捜査協力を躊躇するおそれも否定できない。

よって、対象公文書の一部を開示することも、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

## 6 公文書非開示決定通知書の表記について

審査請求人は、実施機関に対し、「平成17年3月、・・・」の表示により本件開示請求をしたが、実施機関は、本件処分において、本件対象公文書を「平成17年6月中に、・・・」のように表示し、非開示理由説明書においても同様の表示をしていたが、各表示の文書が同一なのか不明であるので、審査会において同一かどうか、同一である場合変更した理由について、釈明を求めてもらいたい旨主張している。

この点、実施機関は、変更理由について、当初、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとして、存否応答

拒否を理由とする非開示決定処分を行ったため、本件事件の逮捕月が6月ということ  
を審査請求人に説明していなかったが、本件対象公文書の存在を認めた上で本件処分  
を行った際、審査請求人に逮捕月が6月であること及び3月は犯行月である旨を口頭  
説明している。審査請求書に添付された新聞記事の事件については、平成17年3月  
に犯した窃盗事件を平成17年6月に逮捕した事件であることから、本件開示請求  
と実施機関が特定した公文書は、同一であると認めた。

#### 7 審査請求人のその他の主張について（空の領収書の可能性について）

審査請求人は、他の都道府県の警察の例からみると、捜査協力者等の氏名が、架空  
名、あるいは実在人物のものであっても現実の支払のない空の領収証である可能性が  
大であり、領収書ごとに具体的に検討を加え個別に非開示理由を明らかにするべきで  
あるとし、当審査会に対して、架空名を用いた領収書や空の領収書の存在の有無は、  
開示・非開示の判断上特に必要である事実なので、捜査員からの聴き取り、領収書発  
行者への照会等により、一つ一つの文書について、それがどういう趣旨で、誰に支払  
われたものの領収書であって、本人にとってはどういう意味を持つものなのかという  
情報一つ一つについての細かい検討をインカメラ手続によって判断してもらいたい旨  
主張している。

この点、当審査会では、本件対象公文書を含む簿冊を審査会に持ち込ませ、本件対  
象公文書についてインカメラ審理したが、本件対象公文書中の領収書が架空名を用い  
た領収書や空の領収書であることを推認させる事実が明らかになっているわけではな  
い場合において、そうであることを前提に開示・非開示の判断をすることは適切では  
ない。また、当審査会は、審査庁から本件処分に係る公文書の開示の可否の決定につ  
いて意見を求められているものであり、領収書ごとに架空名を用いた領収書や空の領  
収書であるかどうかを調査する立場にない。

#### 8 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書について、条例第7条第2号及び第4号  
を理由として非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審  
査会の結論」のとおり、岡山県警察本部長が行った、公文書非開示決定は妥当である。

## 6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年10月29日	審査庁から諮問を受けた。
平成20年12月 1日	審査庁から非開示理由説明書が提出された。
平成21年 1月 9日	審査請求人から意見書が提出された。
平成21年 1月30日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成21年 3月11日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成21年 4月24日 (審査会第3回目)	審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
平成21年 5月22日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成21年 6月26日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成21年 7月31日 (審査会第6回目)	事案の審議を行った。
平成21年 9月 4日 (審査会第7回目)	事案の審議を行った。
平成21年10月 9日 (審査会第8回目)	事案の審議を行った。
平成21年11月13日 (審査会第9回目)	事案の審議を行った。
平成21年12月18日 (審査会第10回目)	事案の審議を行った。
平成22年 2月10日	審査庁に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
藤 田 奈 美	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	
森 義 郎	岡山県農業信用基金協会 専務理事	